

# マレー・イスラーム世界における ザカート(喜捨)概念の歴史の変遷

1950、60年代『カラム』誌におけるQ&Aコーナー「千一問」から

足立 真理

## 1. はじめに

本稿の目的は、『カラム』誌に定期掲載されていたQ&Aコーナー「千一問(1001 masalah)」の中から、ザカート(イスラームにおける義務の喜捨, zakat [In.], zakāt [Ar.]<sup>1)</sup>)に関する30の質問項目(第2号~第212号)を抽出し、1950、60年代のマレー・イスラーム世界におけるザカート概念の歴史の変遷を明らかにすることである。

『カラム』誌は、1950年7月から1969年10月までの約20年もの間ジャウィ文字で発行された雑誌である。「千一問」の形式は、読者から寄せられた質問にアブー・アル=モフタル(Abu Al-Mokhtar)という人物が回答するという形式をとっている。「千一問」というタイトルは、アラビア語の文学「千夜一夜(alf layla wa layla [Ar.])」をもじったものと思われ、主にイスラームに関する質問が頻出する。雑誌の発行地はシンガポールであるが、ペラ、ジョホール、スランゴールといったマラヤ西海岸の諸州が質問者の多数を占めている[坪井 2016: 9]ことから、「千一問」は1950、60年代のマレー・イスラーム世界に生きた読者や回答者の置かれていた立場や知見を反映した雑誌という点で、貴重な資料であるといえる。

この「千一問」のデータベース検索を活用すると、図1のようにザカートが視覚的にも当時の関心の一部を占めていたことがわかる。『カラム』データベース検索によると、『カラム』228号のうち少なくとも182号で「千一問」が掲載されている。その182号のうち、ザカートについての質問が掲載されているのは32号分<sup>2)</sup>である。単純計算でも約18%と、およそ5、6回に一回はザカートがコラム「千一問」の話題に上っている

頻度であるから、当時のマレー・イスラーム世界において、ザカートに関する関心が低くなかったことがわかる。次節に詳しく見ていくが、具体的には、なぜザカート支払いは義務なのか(疑問)、だれに喜捨をすればよいのか(対象)、直接渡すほうが良いのか(方法)、四大法学派におけるザカートへの見解は何か(法学見解)、所得税を支払っているのにザカート支払いは免除されるべきではないか(解釈の確認)など、基本的な項目から現代的解釈にいたるまで、様々な質問が載っている。

ザカートは、五柱(五行, arkān [Ar.], rukun [In.])の一つで、礼拝、断食、大巡礼などと並ぶムスリムにとっての最重要信仰儀礼(イバーダート、ibādāt [Ar.], ibadah [In.])である。クルアーンにも、礼拝とともに30回以上言及されることから、1980年代から高まるイスラーム復興というムーブメントにおいて核となる重要な議題であった。マレー・イスラーム世界において、イスラーム復興の高まりとともにザカートの制度化が進み、個人のプライベートな浄財から、中間者(政府やNGO)を介して、ムスリムの福祉の一端を担う制度へと変化していったことは多くの論者によ



図1

1) 本稿では、イスラームに関する専門用語を使用する際、アラビア語転写の直後に[Ar.]と記し、インドネシア語の直後に[In.]と付記する。

2) 第58号には3問、第59号には2問ずつあるので重複分はなしとする。

て指摘されている [Salim 2008; Fauzia 2014]。このようなザカートの歴史的変遷に関して、知識人の言説や法制度を検討することにより、ザカート概念が再定義されてきたことを明らかにした著作は多い [Feener 2007, Retsikas 2014]。

他方、市井のムスリム、つまり非知識人の言説空間におけるザカートの概念については、先行研究であまり詳しく論じられてこなかった。そもそも、マレー・イスラーム世界のザカート実践に関して、イスラーム復興が顕在化する1980年代までは、あまり多くの資料が確認されていない。それらの点においても、1950年7月から1969年10月までの約20年もの間ジャウイ文字で発行された『カラム』誌全巻のQ&Aコーナー「千一問」を検討することは、その空間、期間における空白を埋める意味で肝要だと考える。本稿の対象とする『カラム』誌全巻のQ&Aコーナーを概観し、分析することにより、1950年から1969年のマレー・イスラーム世界に生きた読者や回答者の言論空間を確認し、興味関心や問題意識の沿革とその変遷を整理することにした。

## 2. 千一問におけるザカートに関するQ&Aの検討

『カラム』データベース検索によると、ザカートに関して35問が掲載されている。本稿では、それら35問のうち、回答のみにザカートへの言及がある場合(5問)を除き、ザカートに関する質問30点に絞って考察する。また、質問(Q)とそれに対する回答(A)を日本語訳し、掲載順に配列する<sup>3)</sup>。ここではあえてテーマごとに分類せず、掲載順に概観することで、ザカートの沿革を確認するのが狙いである。各Q&Aの後に考察を加え、その変遷については、おわりに考察する。

### Q.1

この間シンガポールのセラングーン通りの「アルラビタ・アルアラビヤ」にて行われたハリラヤの集会にて、アルサイド・イブラヒム・ビン・オマル・アルサゴフ氏が以下の意味の発言を成されていました。「私の理解に依れば、ハナフィー学派では、裕福なイスラーム教徒はザカート・ハルタを払う必要はない。なぜならば、彼らは既に所得税を課せられており、所得税は社会福祉局に納められるからである<sup>4)</sup>。それは、その税によ

る権利が貧しい人にも還元されることを意味する」。発言は概ねこのような主旨でした。そこでこの問題について、真のイスラームの教えに基づいたご説明を頂ければと思います。なぜならば、私の知る限り、8つのアスナーフ [施しを受ける権利のある人々] はおろか、貧しいムスリムの1%しか社会福祉局からの恩恵に預かっていないからです [Qalam 1950.9: 31-33]。

### A.1

この質問に答える前に、まずアルサイド・イブラヒム・ビン・オマル・アルサゴフについて紹介しなければならない。彼はジェマ・アルダッワ・アルイスラミアの会長を結成時から昨年までの数年間務めており、政府のムスリム諮問委員会の議長にも就任している。彼は有名な資産家であり、またイスラームに関する高い知識を持つと見なされている。彼はハーフィズであり、子供のころメッカでも宗教教育を受けたという。

質問についてであるが、この問題は度々放置され、現在はその目的についてあまり注目されていないため、それがたびたびザカートの支払い義務、とりわけザカート・ハルタに関してその責任から逃げるための口実となってしまっている。

この質問者の述べていることが正しいとすれば、アルサイド・イブラヒムはおそらく以下のハナフィー学派の例をもとにしたのではないと思われる。「残忍な(イスラーム教徒の)王が金持ちの人に対し、過剰で重い税を課すという残忍な行為を行ったとき、抑圧や虐待を受けた者は、その際払うはめになった財産をザカートの支払いとして見なすよう求めることができる」。

我々のこの推測が正しいとすれば、アルサイド・イブラヒムは責任を免れるためにシンガポール政府の徴収する所得税を残忍な方策と解釈したのだろうか。ここで言う残忍とは非イスラーム政府においても一般的なのだろうか。この二つの質問に対しアルサイド・イブラヒム自身もちろん簡単に答えられるだろう。しかし我々の考えでは、彼の発言は的外れなものである。なぜならば今日施行されている所得税法において、イスラーム教徒はザカート・ハルタを支払い、そのザカート・ハルタの支払いを固定の経費、つまり必要経費として計算することが認められているからである。贈与ではなく、そこに所得税が課されるものでもないということだ。

自分がとても大事にしているものは、その心に逆らえず、人にあげたくないと思うのが人間ならば当然であり、それが命令の執行としてなされるのならなおさ

3) 本稿ではザカートに関する問いに限定して、1-30の番号を振る。

4) 以後、下線は論者による。

らである。しかし一部には、命じられたわけではなく、ただ自分の満足のために、サダカとも、ましてザカートとも見なされないにも関わらず、食事のふるまいに多額の出費を惜しまない人たちもいる。

加えて、所得税は純利益、すなわち全ての資本金及び所有物を引いた額を元に徴収されるもので、一年分の十分な蓄えがあるかどうかという資産状況によって判断されるザカート・ハルタとは異なる。ザカートは、資産の純利益を計算されずに課される。従って、アルサイド・イブラヒムが語った考えを裏付ける理由がひとつもないことは明白である。宗教の事柄について高い知識を持つ人物として、公の会議の場で、とりわけ裕福なアラブ人達が参列する前で意見を述べたということは、まるでその集団にザカートの義務を軽視するよう奨励するかのようだ。ザカートの一部しか払っていない彼らに、所得税を払ったということを根拠に、今度は全く払わなくてもいいと促すかのごとくである。このことは、もし自分自身だけで行うのであれば話題にされることはなかっただろう。しかし公の会議の場で話をしたのであり、宗教の原則とザカートに関して望ましいとされる事実と反する問題を打ち出したと見なすことができる。

ザカートは支払う者にとっては義務であり、受け取る者も定められている。ザカートは、とりわけ極貧者を対象に、イスラーム教徒の社会の向上を目的としている。使徒ムハンマドが神の啓示を受けた後、ヒジュラ暦2年にザカートの徴収が始まったが、当初は極貧者と貧者のみに分配されていた。しばらくはこのような形で行われていたが、コーランの「アル・タウバ(悔悛)」の章の第60節が記されたヒジュラ暦9年、知られているような8つの集団にザカートの分配先が決まった。しかし、その章が記された後も、完全に8つの集団に分けられたわけではなく、使徒ムハンマドはザカートの受け取りがより不可欠と見なされる集団に最優先で分配した。ウラマーの大部分が、極貧者の状況が救済されるまでの間はザカート・ハルタを他の者よりもまず先に彼らにのみ与えるのがよいと強く求めるのはこうした理由による。

マレー半島のいくつかの州政府がザカートの徴収を施行しているが、極貧者にザカートを分配することに重きを置いた使徒ムハンマドの措置を重視するよう、我々は州政府の注意を喚起したい。それは、将来ザカートを彼らを援助するため支出するよう促すためである。このため、ザカートの支給は63歳までの彼らの負担を軽減することが望ましい。従って、彼らの一

部に20か30セン与えるという現行の分配方法は、とくに8つのアスナーフに含まれない孤児などの子供たちに全体として分配する場合、明らかに先ほどの規定に違反している。

一部の人間は、経済的困窮よりも教育の貧困の方がより深刻な状況だとして、ザカートは教育の整備などに使い、その後に資金の一部をモスクやその他の事に使うと決定した。しかしながら、前述のように使徒ムハンマドが生きていた時代には貧困者が一切忘れられることはなかったことを忘れてはならない。それぞれの貧困者が救済された時、それが社会の助けとなり、イスラーム教徒の経済的な弱さも防ぐことが期待できる。過去と同じように貧困者を援助するのは、貧困という名から彼らを解放するということである。よって、現代の状況に合わせ、産業を興してイスラーム教徒を解放し、その経済的な弱さに対処することは当然なのである。

実のところザカートの問題に関して言及すべきことは沢山ある。しかし、それに関わる時間がなくなってしまったので、近い将来この責任の問題に関して近々より深い議論をしたいと思う。ここでは、自ら規範となり、望ましいザカートの義務の遂行を奨励すべき資産家のイスラーム教徒が、なぜ逆に当然の義務であるザカートからの「逃げ口実」を探し、そこに友人を誘い入れるかのような発言をしたのかという問題についてのみ扱った。

資産ザカート(zakāt al-māl [Ar.], zakat harta [In.])と所得税に関する質問が、カラム第2号、そしてザカートに関する質問の第一号(Q.1)であるのは、興味深い。資産ザカートとは、18歳以上のムスリムが正当な方法で得た資産(株や商品在庫などの所得を生む資産も含む)にかかるザカートである。この支払対象には、住宅<sup>5)</sup>や車、金、証券以外に農作物や家畜、事業資産も含まれる [al-Qaradāwī 2009]。その賦課率(ミクダール: *miqdār* [Ar.])は、保有する資産の種類によって異なり、牛や水牛であれば30頭ごとに1才のものを一頭<sup>6)</sup>、農作物については10%<sup>7)</sup>などと定めら

5) 住宅の場合、家族の居住に用いられている家は、ザカート支払いの対象とはならず、貸し出されて利益を生んでいる住居が対象となる。したがって、住居資産価値に対する2.5%の支払い額がザカートというのは不正確で、その住居の資産価値がいくらであれ、それが家族の居住に用いられている限りザカートの支払い対象から除外される。

6) 羊や山羊ははじめの40頭に対して1頭。またラクダに関しては、年齢や性別ごとに実に多岐にわたる賦課対象の分類がある。

7) 同じ農作物でも、雨水を利用したものは10%だが、人為的水利を使った灌漑農業は5%など、細かく賦課率が定められている。



れている。貨幣を含む金銀などの財産については40分の1(2.5%)と規定されている。「ザカートの義務の遂行を奨励すべき資産家のムスリムが、ザカート逃れの口実を探し、しかも他の者をもザカート逃れに誘い入れるかのように公の場で発言したことに対する非難[*Qalam* 1950.9: 31-33]」という回答をみるに、この巻が刊行された1950年当時は富裕者でもザカートを支払う義務について見解が分かっていたことがわかる。また、世俗的な税とザカートに関する議論も深まっていなかったと考えられる。同様の質問はQ.22にもあり、そこでも、世俗的な税を支払ったとしても、それはザカートを支払ったことと同義にはならず、ザカートも税金とは別に支払わなければならないと回答している。これは、インドネシアの政治学者サリームが指摘した、世俗国家においてムスリムが世俗的な税金とザカートの両方を支払わなければならないとする二重課税論<sup>8)</sup>[*Salim* 2008: 35-39]を一部裏付けるような見解である。

## Q.2

なぜハリラヤのお祈りの前に、フィトラ(喜捨)<sup>9)</sup>が義務づけられているのですか[*Qalam* 1950.10: 32]。

## A.2

ハリラヤのお祈り前に義務付けられたフィトラの施しは、隠れた祝福と崇高な目的に満ちている。周知のとおり、ザカート・フィトラを受け取ることでできる人びとは、以下の8種類である。

### 1. 極貧者

8) インドネシアにおいて、1988年にインドネシアウラマー評議会(Majelis Ulama Indonesia, MUI)はザカートと税制に関するセミナー開催し、そこでザカートと世俗的な税の両方を支払わなければならないという見解を公表した。これはムスリムに二重課税を負担させるもので、それにより多くのインドネシアのムスリムがザカート支払いを等閑に付した[*Salim* 2008: 39]という指摘もされている。この状況に挑戦したのは、インドネシア最大のイスラーム団体(Nahdlatul Ulama, NU)のウラマーであるマスウーディー(Masdul F. Masu'udi)であった。彼が1991年に『正義の宗教——イスラームにおけるザカート(税)論(Agama Keadilan: Risalah Zakat (Pajak) dalam Islam)』を出版し、ザカートを支払うことは世俗的な税を支払ったことに置き換えられるべきと提言するまでは、インドネシアにおいて富裕層はザカートを支払うインセンティブを、精神的な面以外で得られていなかったともいえる。2000年の税法17号9条1節に、政府主導のザカート徴収局BAZ(Badan Amil Zakat)や、その監督下にある認可の私営ザカート管理団体(Lembaga Amil Zakat)に支払えば、税の控除が受けられる[*Hafidhuddin* 2002: 5]と明記されている。

9) イスラーム法学上の定義では、断食明けのザカート(ザカート・フィトラ)と資産ザカート(ザカート・マール)に大別される。日本語の定訳はなく、ばらつきがあるものの、本稿では、法学上の分類に則って、フィトラを「断食明けのザカート」と訳す。

2. 貧者
3. ザカート徴収者
4. イスラームに心が傾いたもの
5. 奴隷を解放するため
6. 債務者
7. アッラーの道のために努力する者
8. 旅人

上記の人たちは、援助を必要としている人で、貧しい人たちである。彼らやその家族のために買い物を持にしているときはなおさらのこと、彼らに援助や支援を届けることでともに祝い、ともに崇高なハリラヤを迎えることができるからだ。これにより、同じイスラームの全ての階層と社会集団が愛を受け取れるのである。

## Q.3

フィトラをアーミル[喜捨を徴収する役人]が集めるのと、受け取る人に自分自身で渡すのでは、どちらがよいですか[*Qalam* 1951.1: 32]。

## A.3

集められるフィトラをイスラーム法が求めるやり方に従って運営するならば、アーミルによって収集される方がよりよい。

Q.2とQ.3は続けて断食明けのザカートについての質問であった。特にザカートの支払い方法について、間接か直接どちらが適切かを問うQ.3は、次のQ.4にも続いている。ザカートのみならず、寄付をするときにNPOなどの中間組織に渡すのか、それとも受給者に直接渡すのか、というのは普遍的な問いである。

## Q.4

ザカートを政府に支払うのと、極貧者に施すのでは、どちらがより有益ですか[*Qalam* 1951.1: 33]。

## A.4

ザカートは、受け取る権利のある8種類の人々に与えられるのが望ましい。この種類に関しては機関の『カラム』の中で言及した。

この質問に関しては、政府へのザカート支払いと極貧者への施しを二項対立としている時点で難題である。Q.3のようにアーミルか直接か、という問いの場合、多くのウラマーがアーミルや管理団体に支払う

べきという法学見解を出す、政府が唯一のアーミルとしてザカートを徴収・管理・分配するというような制度が整っていない時点では、的を射ない質問であるといえる。回答者は、質問には直接答えていないが、クルアーンの文言に言及することで、これに沿うように信者自ら考え、行動するように促している。

#### Q.5

トゥアंक(マウラナ)の称号を持つ人や盲目の人にザカートを施すことは合法ですか [Qalam 1951.4: 27]。

#### A.5

サラワクの方では、トゥアंकという言葉は預言者ムハンマドの血を引く人々、すなわちサイドの称号で知られている血縁の人々に対して使われる。正当なザカートの受け取り手とは、

1. 極貧者
2. 貧者
3. ザカート徴収者
4. イスラームに心が傾いたもの
5. 奴隷を解放するため
6. 債務者
7. アッラーの道のために努力する者
8. 旅費の尽きた旅人

である。これはウラマーの解釈に従った分類である。ザカートを8つの分類に含まれる人々にそれぞれ均等に分け与えるべきだと考える人もいれば、8つの集団の内1つに与えればよいと考えるウラマーもいる。また、ザカートは必要を満たすために使われるべきだというウラマーもいる。この意見によれば、必要不可欠な人々がまず優先的にザカートが施されることになる。

昔、預言者ムハンマドの家族はザカートをもらっていないかった。なぜならば、彼らはバイトゥルマール(慈善基金)<sup>10</sup>から分け前を貰っていたからである。しかし、現在はバイトゥルマールが存在しないため、上記のザカートを必要とせざるを得ない8つの集団に含まれる人々は、それを受け取ってもよいとなっている

10) 直訳すれば、「お金の家」である。歴史的には、カリフ時代に諸税を扱う金融機関の役割、つまり国庫の役割を担っていた。諸税の中にはジズヤ(人头税)やザカートも含まれるため、ザカートの分配機能もあった。現代では、アラビア語圏を除き、マイクロファイナンスなどの小規模金融機関としても知られる。インドネシアではBaitul Mal Tamwiiil(BMT)が存在し、広く普及している。インドネシアのザカート管理団体でも、分配ユニットにBaitul Malと名をつけることもある [Adachi 2019: 37]。

る。考慮すべきは、預言者ムハンマドとその教友らは極貧者と貧者の権利を優先したことである。このため、もし自身が上記の集団に含まれていないなら、それを拒否することが望ましい。また、盲目であったとしても、財産を持っているのならばザカートを受けることができない。

ザカート受給者の優先順位について論じている。Q.11でも、役職者がザカートを受給することはイスラーム法において合法かを問うており、「扶助を受けるべき正当な貧困者」とはだれか、が関心事であったと指摘できる。

#### Q.6

ザカートを紙幣で払うことは義務ですか [Qalam 1951.6: 16]。

#### A.6

ザカートを払うことは義務である。紙幣は金や銀の貨幣よりも優勢である。発行屋の点からすると、貨幣と同等の値段的価値がある金や銀の貨幣と比べて、貨幣の方が優勢なのである。

この質問に関して、試訳の「ザカートを紙幣で払うことは義務ですか」とは、「資産ザカートを払うことも義務ですか」とも意識できる。先行研究でも指摘されているように、マレー・イスラーム世界において、1980年代にイスラーム知識人の間で議論が深まるまでは、断食明けのザカートの実践は一般的であったが、資産ザカートについては裕福な人のみの実践であるとみなされていた。断食明けのザカートと並列される資産ザカート(ザカート・マール)は、直訳で「カネのザカート」とも訳すことができるため、主食を抛出する断食明けのザカートではなく、紙幣で抛出する資産ザカートを払うことも義務ですか、と読者が意図したとも考えられる。下記のQ.7も同じような質問者の意図に対して、回答者が意味を取り違えたのではないかと指摘できる。

#### Q.7

ザカートを紙幣で支払うことは末代に至るまで義務ですか [Qalam 1952.1: 38]。

#### A.7

紙幣は金貨の代わりである。各紙幣は額面に記されている金額の価値と等しいと保証している。

-----\*-----\*

Muhammad Saïd bin Abdullah Jerih, Besut, Terengganu

bertanya: Wang kertas (note) adakah wajib keluar zakat atau tidak apakala sampai nasabnya?

Jawab: Wajib. Wang kertas itu adalah sebagai ganti daripada wang emas dan tiap-tiap wang kertas itu jaminannya mengikut harganya dengan emas atau perak sebagaimana yang ditentukan.

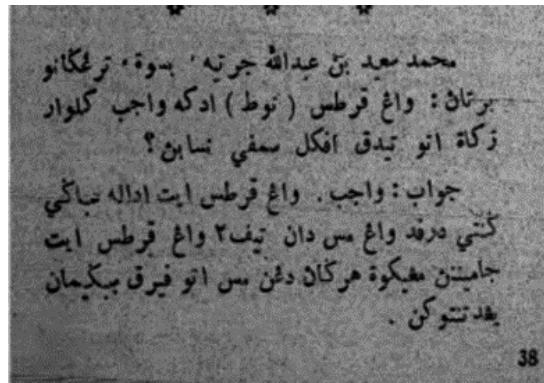


図2

回答者は、ジャウィ文字の「سمفي نساين」<sup>11)</sup>を末代(nasab)に至るまでの義務と解釈している。この質問に関して、試訳の「ザカートを紙幣で支払うことは末代に至るまで義務ですか」ではなく、「ニサーブ(nisab, 最低余剰資産額)に至れば支払うことが義務となるか」とうことが本来の質問者の意図としては考えられる。つまり、主食を抛出する断食明けのザカートではなく、資産ザカートを払うことも義務ですか、という意味である。訳としては「ザカートを紙幣で払うことは、義務ですか。それともニサーブ(最低余剰資産額)に至れば義務ですか。」となるだろう。この回答者の齟齬に関しては、されなる調査が必要である。いずれにせよ、同様の質問が二つも続けて(Q.6、Q.7)掲載されていることから、この1952年当時には、主食で支払う断食明けのザカートに比べて、紙幣でザカートを支払うこと(資金ザカート)があまり一般的ではなかったのではないかと指摘できる。

#### Q.8

(事前に示し合わせて)人々がフィトラを互いに施し合うことは合法ですか[*Qalam* 1952.2: 30]。

#### A.8

友人にフィトラを払い、その友人が今度は自分に払う、ということは往々にして起こることだといわれている。彼らはザカートの受け取りが許される人々ではない。クルアーンの「悔恨」章第60節に、神が定めたザカートを受け取ることが許される人々について記されている。

1. 極貧者
2. 貧者

11) 子孫ではなく、ニサーブの間違いだと思われる。ただし、ジャウィ文字の綴りがアラビア語のniṣābではsと転写されるところをsとしているので、更なる調査が望まれる。

3. ザカート徴収者
  4. イスラームに心が傾いたもの
  5. 奴隷を解放するため
  6. 債務者
  7. アッラーの道のために努力する者
  8. 旅費の尽きた旅人
- である。

イブン・マージャの伝承によるハディースや、その他数多くのハディースの中で使徒ムハンマドは貧困者にザカートを最優先で与えると記されており、したがって、もしフィトラを受け取る人が上記の分類に含まれていないのであれば、そのザカートは違法である。加えて、人がフィトラを施す際に、受け取り手が与え手に返し返すことを約束する行為は当然違法であり、それはイスラームの教えを弄ぶ行為とみなすことができる。

回答者は、イスラーム法に照らし合わせて、ザカートを事前に示し合わせて送り合うことは違法であると断言している。後述するが、Q.11までは、回答に具体的なハディースの本文(matn [Ar.])は引用されず、ただ概要が書かれているのみである。

#### Q.9

すべてのザカートをあらゆる橋や道路の修繕に使い、受け取ることができる人達に払おうとしなかった場合、そのような行為は法的にはどうなりますか[*Qalam* 1952.5: 29]。

#### A.9

本誌でいつも言及しているように、ザカートを受け取る権利があるのは8つの集団である。それ以外は権利がない。使徒ムハンマドの時代、イスラーム社会から貧困をなくすため、ザカートはまず貧者に優先的に分



配された。なぜなら、多くの人が貧している、その生活はますます悪化し、多くの彼らの感情や心がアッラーに対する信仰から離れてしまうからである。ゆえに、人間を悲惨な生活から解放する目的を満たすためにザカートを整備することが非常に重要だということを、現在の人々は認識している。

道路や橋はその中に含まれておらず、もし人が(個人的に)割り当てられたザカートの支払いを道路や橋に充てたなら、我々の見解からすればそれは違法である。また、国内にまだザカートを必要としている8つの集団が存在する中で、もしザカートの徴収者がザカートの支払いをそこに費やすとしたら、その日は報いを受けることになる。なぜなら、国内の8つの集団、とりわけ貧者や困窮者の権利を奪うことになるからである。

また、我々の見解では、インド系の人々のように国外にザカートを送ったり、自分たちの祖国にザカートを送金し、自分が生活の糧を得ている場所で起きている貧困を放置することは違法である。彼らは国内の人々の権利を奪うことになる。

#### Q.10

ザカートを支払う場所以外へ、例えばAさんがシンガポールからインドへザカートを送ることは許されますか [Qalam 1952.7: 17]。

#### A.10

送金することは可能であるが、ザカートの支払いをする場所が必要としている貧しい人々がいなかったことが条件である。しかし、最優先されるべき人々が多数存在する地域では、ザカートを他の所へ送金してはならない。なぜなら、ザカートは彼や地域の権利ではなく、その地域で受け取る資格があるとされる人々の権利<sup>12)</sup>だからだからである。

我々の見解では、ザカートを国外に送金することは、ザカートの支払いを可能にした自分の収入や利益を得た国に住む人々の権利を奪うことになる。

回答者はQ.9から続けて、国内で得た金の中から国外へザカートを送金することに対して否定的である。近年、グローバルにイスラーム化が顕在化してからは、FBO(Faith-based Organization)のように国際的な宗教団体が国境を越えて支援をする例は珍しくない(パレスチナ難民、ロヒンギャ問題などを広域のイ

12) 権利の八系受動分詞でムスタヒック(mustahiqq: 受給者)。

スラーム共同体=ウンマの問題として考える例)。他方、近親者から施せというハディースも存在する。「インド系の人々のように国外にザカートを送ったり、自分たちの祖国にザカートを送金し、自分が生活の糧を得ている場所で起きている貧困を放置することは違法である。彼らは国内の人々の権利を奪うことになる [Qalam 1952.5: 29]」や「ザカートを国外に送金することは、ザカートの支払いを可能にした自分の収入や利益を得た国に住む人々の権利を奪うことになる [Qalam 1952.7: 17]」といった見解をみるに、1952年当時からザカートを国外へ送金する動きはあったのだと推察される。ただ、その送金について、回答者は否定的で、ザカートはあくまで身近な共同体内で還元すべきという見方があったと分かる。回答者の共同体の枠は、グローバルなイスラーム共同体というよりも、シンガポールやマラヤにおけるムスリム社会に限定されているとも換言できる。つまり、同じムスリムであろうと、身近な貧困を等閑に付して国外にザカートを送金するのではなく、国内で再分配すべきと考えているのである。

#### Q.11

ザカート・フィトラの支払いはなぜラマダーン月の27日から30日の間に限られており、他の月に払うことができないのでしょうか。また、フィトラを貨幣で支払うことは合法ですか。カディや村長、あるいはウラマーらがザカート・フィトラを受け取ることは許されますか [Qalam 1953.7: 47]。

#### A.11

フィトラに関してはタイムリーな質問であるため、後から送られてくるであろう同様の質問を網羅できるように、ここで多少長めの回答をしておくのがいいだろう。

ザカート・フィトラは体のザカートを意味する。体は一つの存在だからだ。次のようなイブン・ウマルの伝承がある。

「アッラーの御使いは、奴隷、自由民、男女、子供大人を問わず、フィトラのザカートとして1サーアのなつめ椰子、あるいは1サーアの大麥を義務づけられた(アーマッド、ブハーリーとムスリムによる真正ハディース)

以上のハディースから、各ムスリムにとってフィトラが義務であることが分かる。

上記のハディースの中で、フィトラを子供も払うよ

う言及されているが、まだ成人していない子供は何ら責任を負う立場になく、また奴隷は所有物が無い。明らかなのは、ザカート・フィトラの義務は自分自身が払うものと、子供や奴隷など自分が扶養する者のために払うものがあるということだ。

この問題に関して、その根拠となるハディースがいくつか存在する。ひとつは以下の通りである。

「イブン・ウマルは伝えている。神の御使いは、自分が扶養する子供や大人、自由民や奴隷の代わりにザカート・フィトラを支払うことを義務づけられた」(バイハキとアル＝ドラクトニーの伝承)

さらにもう一つ挙げる。

「ムハンマド・ビン・アリ・アル＝バカールは伝えている。神の御使いは『あなたが扶養している物たちの代わりにフィトラの施しをなさい』とおっしゃった」(シャーフィイーとバイハキによる伝承)

さらにもう一つ。

「ファティマ・ビンティ・アル＝ムンズィルは伝えている。アスマ・ビンティ・アブー・バカール・アル＝シディックは扶養している者の分として次の施しをした。すなわち、1サーアのなつめ椰子と1サーアの大麦と1サーアの小麦である」(イブン・ハズムによる伝承)

上述のハディースの冒頭で言及された子供の代わりに払うフィトラに関して、ウラマーの間には解釈の対立がある。1) 子供のフィトラは彼らを扶養する者に支払いの義務がある(次のハディースを根拠としている)。2) もし子供が遺産を相続している場合は、子供自身に支払いの義務があり、もし遺産がないならば、子供ではなく父親あるいは母親にその義務がある。これは、他のザカートのように、財産に応じた義務に基づく見解であり、もし財産があれば義務が課され、なければ課されない。3) 子供のフィトラは、もし財産を所有しているならば自分自身の財産から出すべきであり、もし財産がないならば、誰であれ子供の扶養者の責任となる。

おそらく3番目の見解がより真実に近いものと思われる。奴隷に関しては、支払い義務は主人にあることは疑いない。なぜなら、奴隷は財産を所有しておらず、彼らの生活は主人が賄っているからである。上述のハディースの言及や、またムスリムの伝承によるハディースの中で、奴隷によるサダカは、フィトラのサダカ以外にその義務はないとしているように、フィトラのサダカは奴隷の主人によって支払われるべきとされている。

支払い義務のある者についてであるが、それは自分が必要とする分より多くを所有している者である。使徒ムハンマドは以下のようにおっしゃった。

「自分の必要を越えた分以外、サダカ(ザカート)の必要はない」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

もう一つハディースを挙げる。

「神の御使いはおっしゃった。『自分に富があるにも関わらず、それを増やすために人々に乞う者は、他でもない地獄の業火を乞い求めているようなものだ』そこで教友らは『富とは何ですか?』と尋ねると、御使いはお答えになった。『日夜の食事に足る分である』」(アーマッドとアブー・ダウードによる伝承)

これらのハディースでは、一日分の日夜に必要な食事を越えた分以外、フィトラを払う義務はないとされている。また、責任を負う立場にある者は、その責任下にある者たちよりも多くなる。

フィトラの支払いの種類は、種々の小麦、大麦、干しぶどう、チーズなどである。これらから分かることは、ザカートはそれぞれの地域で食べられている主食で払うということである。よって我々の住む地域では、我々が普段食べている餅米、サゴ、トウモロコシなどで払うことができる。

フィトラとして支払うべきは上記ハディースに記載されているものに限り、それ以外は許されないと強く主張するウラマーもいる。しかし、この見解は、ザカート・フィトラは貧しい人々が祝いの日に助けを乞わずに済むように助けるという現世のイバーダートとしての義務であるということに反することはできない。

フィトラの計量は、1サーア、すなわち3.5カティあるいは牛乳缶を10缶である。この値はおそらく少なすぎるが、多い分には気にすることはない。貨幣でフィトラを払うことに関しては、使徒ムハンマドの時代にも行われていた。ムアーズ・ディアモンドはそれらの食べ物の代わりに衣服を施し、サイディーナ・ウマル・イブン・ハッターブは貨幣の代わりに物品をザカートとして認めた。また、カリフであるウマル・イブン・アブド・アル＝アジズはザカート・フィトラを値段に応じて徴収、すなわち食料の代わりとして貨幣で受け取った。

これらは使徒ムハンマドの慣行ではないが、使徒ムハンマドの時代、また教友らやそれ以降の時代において、貨幣あるいは物品でザカート・ハルタやフィトラを徴収することが一般的となっていたことを示すも



のである。フィトラの管理には世俗的な計算も含まれるため、貧しい人を助けるために米または貨幣どちらで支払ってもよいということになっている。したがって、フィトラを貨幣で支払うことは禁止されておらず、また米などで施すよりもより安全にフィトラを施すことができるのだ。

フィトラを払う時期は、以下の伝承にあるように、ハリラヤより前となる。

「イブン・ウマルは伝えている。まことに神の御使いは、人々がハリラヤの礼拝を行う前にザカート・フィトラを払うよう命じられた」(プハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)

もう一つハディースを挙げる。

「神の御使いはおっしゃった。『アブド・アッラー・イブン・ウマルは、ザカート・フィトラをハリラヤの2、3日前に徴収者に送っている』」(マリークの伝承による真正ハディース)

さらにもう一つハディースを挙げる。

「教友らはハリラヤの1日か2日前にフィトラを支払っている」(プハーリーの伝承による真正ハディース)

これらのハディースは、大勢の教友らがラマダーンの月末にザカートを支払っていたことを示しており、もしそれが禁じられていたとすれば、彼らはそうはしなかっただろう。

最善なのは、ハリラヤの早朝までにフィトラを払うことである。しかし、それを慈善として寄付するという方法は除く。なぜなら、その方法だとその施しはハリラヤの後で分配されることになり、単なるサダカの一つに過ぎなくなるからである。この説明については、アブー・ダウード、イブン・マージャ、そしてアル＝ダルクトニーの伝承によるハディースの中で言及されており、フィトラを後日に支払うことは罪に当たり、そのためのカダーはない。

フィトラの受け取り手については、コーラン「悔悛」の章第60節に記されているように、8つのグループに分類されている。

「まことにザカートは、以下のためのものに他ならない。1) 貧者、2) 困窮者、3) ザカートの徴収者(アーミル)、4) 心を惹き付けられた人(改宗者)、5) 奴隷の解放のための資金、6) 債務者、7) アッラーの道のための資金、8) 困窮した旅行者、である。これらはアッラーの定め給うた義務である」

モスクやマドラサ[宗教学校]の建設といった公共

の事業にフィトラを使うことはアッラーの道のために含まれるが、ハディースに従えば、ザカート・フィトラにおいて優先されるのは貧者である。

貧者の定義についてはウラマーらの間で解釈の対立がある。しかし明らかなことは、上述のハディースにあるように、貧者とは一日(日夜)の食事にありつくことのできない人々のことを言う。

困窮者の定義であるが、次のようなハディースがある。

「『御使い様、困窮者とは誰のことですか?』神の御使いはおっしゃった。『十分な財産を持ってはいないが、人々にその状況を知られてはいないがゆえにサダカを施されることがなく、彼らもまたそれを世間に乞わない者たちのことである』」(プハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)

アーミルとは、ザカートを徴収する者のことである。アーミルは、たとえ裕福であろうとザカートを受け取ることができる。なぜなら、それは賃金として与えられるからである(8つのグループの一つに含まれる)。しかし、カディやイマーム、あるいはウラマーは、もし財産があるならばザカート・フィトラを受け取ることには許されない。

改宗者についてだが、たとえ裕福な人物であったとしても、イスラームへの改宗を期待し、その人物を懐柔するためにザカートの一部を施すことは許されている。イスラームに入信したがまだ信仰心が固まっていない者に対しても、たとえ彼らが裕福であっても、懐柔するためにザカートを施すことが許されている。

奴隷を解放するための資金はザカートから出すことが許されている。

債務者に関してだが、ウラマーは次のように述べている。

1) 個人の負債を返済することができない者は、それを払うためにザカートを受け取ることが許されている。

2) 個人や集団を和解させるために負債した者は、たとえ裕福であったとしても、その借金を返済するためにザカートを受け取ることが許されている。

アッラーの道のためのザカートについては、既に述べた。

旅人に関してだが、それは旅の途中にあって旅費が尽きた者のことを言う。

ザカートは、こうした8つのグループのために分配することが義務付けられている。8つのグループの誰

に対してでも分配することができるとする見解もあるが、一方でコーラン「悔悛」の章60節で記されているように、不可欠な者への分配を優先することが望ましいとする意見がある。

このコラムは、『カラム』第35号、1953年5月発行である。ちょうどラマダーン時期の発行であるため、1回に3つの質問が書かれ、回答にも多くの誌面を割いている。まず、断食明けのザカートはなぜ断食月の間にしなければならないのかという質問。次に、断食明けのザカートを主食ではなく、貨幣で支払うことは合法かどうか。そして最後に、カディや村長、あるいはウラマーといった役職者がザカートを受給することは合法かという問いである。いずれも、真正ハディースからの引用、それに対するウラマーの解釈、見解の相違などが網羅的に説明されている。受給者の優先順位、貧者の定義についても解釈の対立が指摘され、当時、それらに関するコンセンサスは形成されていなかったことがわかる。また、回答者は、この号からザカート法学 (Fiqh al-zakāt [Ar.]) に言及し、法学的見解にまで言及するようになっていく。創刊以来、一般向けの大衆雑誌という位置づけ上、詳しく論じていなかったが、ザカートに限っていえば、この号を分水嶺として、イスラーム法的な見解や議論についても引用されるようになった。回答方法については、一つの解を押し付けるのではなく、多くの見解を提示したうえで、質問者が自ら考えて答えを出すように導き出すというスタイルを採用している。これは、ウラマーの内部多様性とイスラーム法の柔軟性を認知したうえで、この回答であると分析できる。

#### Q.12

ザカート・ハルタを支払おうとしないイスラーム教徒は、法的にどうなりますか [Qalam 1954.4: 36-37]。

#### A.12

社会の福祉と安定にとって、ザカートは極めて重要なイスラームの五行のひとつである。ザカートの支払い義務を果たす能力がある成人のイスラーム教徒が、資産が貯まって義務が発生した段階になっても支払おうとしない、あるいは支払いを完遂しない場合、その人物はアッラー、そして社会に対し多大な罪を負う。なぜなら、彼らは貧者やそれを受け取る資格のあるその他の人々の権利を飲み込むことになるからだ。その

ような性質の者は、現世において安全を手に入れることはなく、人生の平穩を感じることはない。さらに来世では、コーランの中でアッラーにより約束されているように、痛烈な拷問を受けることになる。それは次の通りである。「金や銀を貯め込んで、それをアッラーの道のために費やそう (ザカートを支払おう) としない彼らには、(彼らは) 痛烈な懲罰を受けることになる」と知らせるがよい。すなわち、その日、その財産は地獄の業火で熱せられ、それで彼らの額、脇腹、そして背中に烙印が押される。(そして責め苦の天使が彼らに言う)『これこそが汝らが自分のために貯め込んだものに対する報いである。汝らが蓄えたものを味わうがよい』(コーラン「悔悛」の章第35節)。

これについて、使徒ムハンマドも次のようにおっしゃった。「財産を貯め込んでザカートを払わない者たちは、その財産は残らず全て地獄の業火で焼かれ、そして粉々に砕かれる。次にそれで両脇と額に烙印が押される。それはアッラーの裁きが人間に下る(日)まで続けられる」(ムスリムの伝承による真正ハディース)。

他のハディースの中でも使徒ムハンマドは次のようにおっしゃっている。「アッラーから財産を与えられたにも関わらず、ザカートを支払おうとしない者は誰でも、復活の日(その財産は)毒蛇となる。そしてその者の首に巻き付き、噛みながら言う。『我こそが(現世で) お前が貯め込んだ財産である』」。以上が受けることになる無惨な報いである。

実のところ、もしイスラーム教徒たち、とりわけ富豪が寛大な心で義務であるザカートの支払いを完遂すれば、苦しんでいる人々を救えるだけでなく、学校、病院、救貧院などといった、全ての民族に対し奉仕する福祉施設を設立することがきっとできるだろう。なぜなら、イスラームの原則は人道主義だからである!

社会の福祉と安定にとってザカートは重要なファクターであると指摘し、ザカートを支払う義務を持つ成人ムスリムが支払わないことは、アッラーと社会に対し罪を負うとまで主張している。ここでは、受給者の権利を奪ってはならないとも書かれ、支払わないことによって来世でどのような責め苦に遭うか、クルアーンとハディースを引用して説明される。最後は「イスラームの原則は人道主義だからである! [ママ]」と締められるなど、かなり革新的で啓蒙的な文言が並んでいる。

### Q.13

ザカート・フィトラは、成人した大人が課されるイスラームの五行のひとつですが、なぜそれが子供にも課されるのでしょうか。このような法源はどこからきていますか[*Qalam* 1954.5: 5]。

### A.13

子供もザカートを払うよう命じた使徒ムハンマドの言葉があるからである。ムスリムの伝承による真正ハディースの中に、この命令がはっきりと記されている。「アブドゥッラー・イブン・ウマルは伝えている。神の御使いはラマダーン月にザカート・フィトラを支払うよう、自由人であれ奴隷であれ、男であれ女であれ、子供であれ大人であれ、イスラーム教徒にそれぞれ義務付けた」。大人と同じように、イスラーム教徒の子供にもザカート・フィトラの支払い義務があるとする真正ハディースは他にも複数ある。

### Q.14

1954年5月号の『カラム』の中のコラム「千一問」の第2問目に以下のような意図の質問がありました。「なぜ子供にザカートの義務が課されるのでしょうか」(トレンガヌ州プスのアリ・J.M氏からの質問)。そして貴殿はそれに対する回答として、子供はザカートを支払う義務があると結論されていました。支払い手は誰で、その所有者(ザカートとなる物の所有者)は誰なのか、ザカートの支払いについて貴殿が詳細に分析をしておらず、残念に思いました。上記の貴殿の回答は明快明瞭ではなく、まだ曖昧であると思いました。ゆえに、この投書と共に『ザカート・フィトラ及び成人前の子供のフィトラに関する問題』という、当問題について議論している一冊の本をお送りします。私はこの本を読み、この著者の説明は実に正確かつ論理的だと思いました。『カラム』で発表されたこの問題に関する貴殿の回答と比べてみて下さい。貴殿ら側の見解が正しいのか、あるいは我々が正しいのか、この本の内容について討論することが一番だと思います。そして『カラム』の中で提議されることで、我々一般にとって有益となり、また思い違いや誤解から解放されることを願います[*Qalam* 1954.7: 33-34]。

### A.14

関心を持っていただき、またとりわけ本を贈って頂いたことに感謝を申し上げます。しかも、著者であるク

ランタン州のアルアディブ・アルハジ・ニク・ムハンマド・ソラ・ビン・アルマルフム・アルハジ・ワン・ムサは、尊敬する我々の友人である。我々もこの本を読んだが、著者が明瞭に説明している通り、その結論は次の通りである。「ザカート・“アスヤール”(財産のザカートの意)とザカート・フィトラの義務は成人前の子供には課されない」。この著者はコーランやハディース、そして四法学派のイマームら、とりわけイマーム・シャーフィイーの『アルウム』やイマーム・ナウウィーの『アルナジム』などに記された解釈を引用し、厚さ40ページに渡り十分に説明した上で、この結論に至った。

この本を論評する前に、この本が書かれた目的について、著者の解説を引用するのが公正であると考え。この著者の説明は以下の通りである。

「1. 『ザカート・フィトラ及び成人前の子供のフィトラに関する問題』の論考は、イスラーム法学に関する知識と深い一般知識を有する学者に対し、高度な知の神秘へ導けるように著した。

2. 『ザカート・フィトラ及び成人前の子供のフィトラに関する問題』の論考は、この世界の各々の人間にとって非常に重要である学問知識について議論し、自由な意見あるいは言葉を表明することだけを目的として記した。

3. 『ザカート・フィトラ及び成人前の子供のフィトラに関する問題』の論考は、クランタン州イスラーム教・マレー慣習評議会のいずれの政策についても言及するつもりも、この州のいずれの法も妨害するつもりはない。

4. 『ザカート・フィトラ及び成人前の子供のフィトラに関する問題』の論考を、私は世界を創造し給うたアッラーの御ために誠実に記した。クランタン州のイスラーム教・マレー慣習評議会の求めるザカート及びザカート・フィトラの支払いを拒み、愛するクランタン人たちの胸に混乱の気持ち育てたり、植え付けてザカートの支払いを妨害することを目的に書いたわけではない。それどころか私は度々、私の家族や民衆に伝え命じ、イスラーム教評議会が求めるフィトラとザカートの恒久的な支払いについて私は常々説いているのだ。

5. 『ザカート・フィトラ及び成人前の子供のフィトラに関する問題』の論考を、親愛なる読者の方々が読み終え、その中に出てきた全ての原理を理解することができたら、以下の4つの注記を心に留めてほしい。



第一に、この本の解釈が読者を満足させ、イスラーム法の要求にも正しく沿うものと思われたならば、それこそが我々全員が永遠の理想とする目的であるということ。

第二に、もし『ザカート・フィトラ及び成人前の子供のフィトラに関する問題』の論考が、ウラマーたちと対立する問題があると思われたならば、あなたの宗教的実践のために、より簡単で、至高なるアッラーに対しより澄んだ誠実な心で実践できるものを、その中から一つ選んでほしいということ。

第三に、この本の中の私の分析を、私のマレー語が曖昧なゆえに理解できないと思われたならば、どうぞ著者である私自身に質問をして頂きたい。

第四に、『ザカート・フィトラ及び成人前の子供のフィトラに関する問題』における私の意見(立場)が、明らかにイスラーム法に反している、あるいはウラマーらが引用したコーランの章句を指針とした法に反していると思われたならば、この第四番目における私の回答は、(コーランの中に記されているように)我らの指導者サイディーナ・ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)が高慢な彼の家族、アブー・ジャハルとアブー・ラハフに対して言った答えと同じであるということだ。『言ってやれ！おいムハンマドよ、我々がそれに従うことができるようにそれよりもっと教訓となるような本(コーラン)を一冊持ってきなさい』。

以上が上記の本の著者の見解である。この本の中で提供されている文章は、6つの章に分かれている。第1章はザカート・フィトラの法について、第2章はフィトラを払うべき資産について、第3章はフィトラの支払い義務がある人々について、第4章は成人前の幼い子供の財産におけるザカート・フィトラとザカート・アスヤールに関するマズハブの認識について、第5章は成人前の子供にフィトラの支払いを義務付けるハディースの記述について、第6章は成人前の子供のフィトラの問題に関するイマームらの見解の相違に対する法的決定についてである。

この問題についてこのように詳しく議論し、とりわけコーランの章句や預言者ムハンマドのハディース、そして高貴なるイスラームのウラマーらの著作からその根拠を見いだしたこの著者を、我々は称賛する。しかし、残念ながら、この本の著者のアルアディブ・ニク・ムハンマド・ソラは「奇妙な」考えを持っており、またアッラーの啓典と使徒ムハンマドのスナの内容の解釈におけるイスラームのウラマーらの合意と相反している。

我々がそう考える根拠は以下の通りである。第一

に、イブン・ウマルの伝えるハディースでは、子供はザカート・フィトラを支払う義務があると述べられているが、この本の著者はそれを否定している。その理由は、このハディースはブハーリー、ムスリム、アブー・ダウード、ナサーイーなどのハディース集には記されてはいるが、『アルムワッタア』(イマーム・マールクスのハディース集成書)の中に記されていないからだという。「なぜなら、『アルムワッタア』はこの地上に現れた初期のハディース集であり、またイマーム・シャーフィイー(彼に神の祝福あれ)自身の言葉によると、それは壮大なコーランの次に出た、完全なる使徒ムハンマドの真正ハディース集成書だからである」。さらに彼はこう答えている。「イマーム・シャーフィイーの言葉は確かに正しいと言える。なぜなら、その時代にはハディース集成書の編者たちはまだ生まれておらず、ゆえにブハーリーやムスリムのハディース集やその他の「六正伝集」はまだ存在していなかったからだ。イマーム・シャーフィイーが亡くなった時、イマーム・ブハーリーは9歳になったばかりであった」。イマーム・マールクスの『アルムワッタア』の権威としての地位を下げるわけではないが、実のところ全てのハディース集の中で最も優れていると見なされているのは、ブハーリーの集成書である。これが最も多いイスラームのウラマーらの見解である。

第二に、彼はイブン・ウマルの伝承によるハディースを否定しているが、それは規範にできる真正なハディースとしての条件を十分に満たしていないという理由である。彼が選んだ条件は、イマーム・アラマー・ジャー・ワリー・ユッラー・アルダラウィーの言葉に従っている(この本の28ページを参照せよ)。この本の著者は次のように答えている。「イブン・ウマルのハディースは、アラマー・アルシャワハーニーによる『ニール・アルアウタール』の第4部154ページの中で分析されているが、その中でイブン・ウマルの伝えるハディースを批判していないどころか、小さいという言葉で、子供もザカート・フィトラを払う義務があるという証拠として挙げている。それは以下の通りである。『もし子供が財産を持っているならば、その財産に応じて子供にザカート・フィトラの支払い義務が課されるが、その支払いを命じられているのはその子供の後見人である。もし子供が財産を持っていないなら、子供の扶養をしている者にその支払い義務が課される。これこそが、一般のウラマーが規範とするところである』。

次にアルシャウカーニーは他にもう一つ、今度はムハンマド・ビン・アル・ハサン(ハナフィー)を引用して

いる。『子供のザカート・フィトラは父親にだけその義務が課される。もし父親がいない場合は、子供にはザカート・フィトラの義務は課されない』。アルシャウカーニーはこの後に、断食を行う者以外はザカート・フィトラは義務ではないとするサイド・イブン・アルムシブ・ハサン・アルバスリーの言葉を引用している。これは彼がイブン・アッパースの次のようなハディースを規範にしたものである。『ザカート・フィトラが義務付けられたのは、断食する者を浄化するためである』。

前述のように子供にはザカート・フィトラの義務は課されないと述べるグループの根拠に関して、アルアルマ・アルシャウカーニーは次のように答えている。以下は『ファター・アルバーリー』からの引用である。『〈浄化する〉という呼称は通例に則ったゆえの言い方であり、罪のない真に信心深い敬虔な人であれ、(ラマダーン月の終わりの)日没前に一言唱えてイスラーム教に入信した者であれ、ザカート・フィトラの義務が課されるのである』。

以上がイマーム・アルマーキク・アルシャウカーニーの解釈である。彼は子供のザカート・フィトラの問題に関する真正または脆弱なハディースについて厳密に精査することで有名な人物である。これは、『ファター・アルバーリー』の中のアルアラマー・アルアスカラーニーの解釈でもあり、彼はハディースの中に記された子供という言葉から解釈し、子供がザカート・フィトラの義務があると強調している。さらに、イマーム・シャーフィイー、ハナフィー、マーリキーそしてハンバリーの見解でもあり、彼らの見解は各々の学派の法学書、またはイブン・ラシュドの著作『バイダーヤトゥル・マジュタヒード』の第1部256ページに記されている。

回答者は、1953年7月に出版された『カラム』の「千一問」Q.11 [Qalam 1953.7:35] への回答から始まり、このQ.14 [Qalam 1954.7:47] でもザカート法学についてより深く議論するようになっている。前者では断食明けのザカートや、困窮者の定義などについて、真正ハディースを引用しながら、複数のウラマーの法学見解を取り上げているし、後者でも典拠と引用について、初期よりも詳述されている。

このQ.14の内容をかいつまむと以下のようになる。まず断食明けのザカートの子供も支払うべきかというQ.13の質問に対して、読者が異議を申し立て、その反証となるような本を回答者に送ったのがQ.14であ

る。回答者は、その本の内容を引用したうえで、本の著者がハディースで真正とされるブハーリー集をないがしろにし、初期のハディース『アルムワッタア』だけを典拠に子供が断食明けのザカートを支払う必要はないと結論付けている点を指摘し、批判している。現に、今日のマレー・イスラーム世界において、乳幼児であろうとも断食明けのザカートは課されるという合意(イジュマー)はなされているため、先駆的な見解であったといえる。加えて、回答者の指摘する多様な法学見解から、ザカートの細かい解釈をめぐって議論が起こっている過渡期であることがわかる。

#### Q.15

土地所有権の名義が死者になっており、もしその土地に課されたザカートを遺族が支払わなかった場合、死者がその責任を負うことになりませんか [Qalam 1954.12:9]。

#### A.15

その死者は自分が遺した財産に対し、もはや責任を負うことはない。なぜなら、それらの財産は遺族あるいは相続人に帰すからだ。したがって、(もしザカートの支払い義務があった場合)、遺族あるいは相続人がザカートの支払いを行われなければ、彼らの責任となる。なぜなら、それらの財産に対して死者はもはや権利を持たないからだ。

#### Q.16 (059-03)

1) 徴収されたフィトラの資金が受け取るべき人々に分配されなかった場合、法的にどうなりますか。2) 徴収されたフィトラを政府関係の各宗教局が蓄えておき、宗教発展のために局内だけで使用された場合、それは法的にどうなりますか [Qalam 1955.6:40]。

#### A.16

ザカート・フィトラは、120日間母親のお腹の中にいる、生まれる前の子供に至るまで、全てのイスラーム教徒が支払うよう義務付けられたイバーダートである。ザカートの支払い命令は、問答無用の義務として課されたイバーダートである。一方、誰にそれを分配する(与える)かについてはコーラン「悔悛」の章第60節の中で、アッラーが次のようにお定めになられている。「(1) 貧者、(2) 困窮者、(3) アーミル(ザカートの徴収にたずさわる者)、(4) 改宗者(心をなびかせた者)、(5) 奴隷を解放するため、(6) 負債者、(7) アッラーの道

のため、(8)旅費の尽きた旅人。これらは全てアッラーが定めし義務である」。

神が定め給うた上記8つの集団がザカートの資金を受け取ることが許されている。他にも、ザカートが与えられることが許されるのはその8つの集団であると示すハディースがいくつかある。これを理由に、ザカートはそれらの集団の間で均等に分配すべきだと解釈するウラマーがいるようである。一方、8つの集団のなかの一つの集団に分配することが許されるという意見もある。また、ザカートは必要性を満たすためにあるという意見もあれば、必要性の高い人々に優先的に分配すべきという意見もある。その理由は、使徒ムハンマド自身、他のグループに比べて貧者と困窮者をより重視していたからである。したがって、ザカートは一つの義務(イバーダート)として守るべき命令であり、それを誰に分配するかは既に定められている、ということは明らかである。

またその分配方法は世俗に関する事項なので、ザカートの目的、意図、そして趣旨の実現は、世俗的なやり方で分配してもよい。例えば、ザカートの目的を達成するための機関を設立するといったことである。ザカートを均等に分配すべきとするコーランやハディースの文言を、我々はまだ見つけたことがない。徴収された全てのザカートは、利をもたらず方法で、あるいはその他の様々な方法のいずれかを以てそれを運営しようとも、もし必要性があった場合には、受け取るべき人々に分配しなければならない。

二番目の質問に関してだが、おそらく宗教局はアッラーの道のためという理由をもって受け取る権利があると考えているのだろう。我々はそれについて確証をもって断定することはできないが、貧者と困窮者へのザカートの必要性がより優先されるべきだということに、我々は注意すべきである。よって、この質問内容に関しては許されないと考える。我々の見解では、それを非常に必要とする状況下にある人々がいるにもかかわらず、宗教局が優先順位を均等にして、彼らの権利を後回しにするとしたら、それは道理に合わない。

インドネシアのマシュミ党は、徴収したザカートを総選挙の資金として使うことを容認した。その意図は、その地でイスラーム法が施行されるようイスラーム国家を樹立することだった。イスラーム国家を樹立するという方策は、アッラーの道のため<sup>13)</sup>のジハード

であるという考えに基づいている。

回答者は、ザカートの優先順位について、貧者と困窮者へのザカートの必要性がより優先されるべきだという考えを強調している。宗教省がザカートを内部留保し、適切に困窮者や貧者へ配分しないとすれば、道理に反すると指摘している。また、インドネシアのマシュミ党が徴収したザカートを総選挙の資金として使うことを容認した件についても、同様にイスラーム法上問題はないが、必要性の高い人々に優先的に分配すべきという道徳的見解を示しているといえる。

#### Q.17

ザカートの受け取りが許される理由があるとされる人々とは誰ですか[*Qalam* 1956.4: 41-42]。

#### A.17

コーランによって定められている、ザカートの受け取りが許されている者は8つに分類される。それは貧者、困窮者、ザカートの徴収人(アーミル)、イスラーム教に入信したばかりの者、あるいはイスラーム教に入信しようとして心が傾いている者(ムアラフ)、己の自由を望む奴隷、アッラーの道のために必要な資金、(不足している)旅人、である。

ウラマーはこの8つの分類に基づいてザカートの分配を決めている。この分類の中に貧者の部類が明示されている。貧者とは誰なのかについては、ウラマーらの間で三つの段階に分けられている。

第一のグループは、富者とは一ナサブ<sup>14)</sup>(一ナサブとは、ザカートの支払い義務が課されるお金の一部分あるいは割合を意味する)を保有している者である。そして貧者とは一ナサブを所有しない者、つまりナサブが十分でないためにザカート・ハルタの支払い義務が課されない人のことをいう。彼らのこの見解は、次のような使徒ムハンマドの言葉を根拠としている。「神の御使いはサイディーナ・ムアーズをイエメンに派遣する際、『サダカ(ザカート)は富者から徴収し、貧者に与えるものである』とおっしゃった」(プハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)。

このハディースから、ザカートは富者から徴収し、貧者に与えるものと説明されていることは明白である。富者と呼ばれる人々とは少なくとも一ナサブを所有する人々であり、貧者とは一ナサブより少ない財産しか持たない者であることは言うまでもない。

13) クルアーン悔悛章60節に明記される8カテゴリーの受給者(アスナーフ: *aṣṣanāf*[Ar.], *asnaf*[In.])のうち、7つ目に当てはまる。

14) ニサーブ。



第二の見解に関しては、このグループは富者とは50ディルハムを所有している者と判断している。彼らは以下のアッラーの使徒のハディースに依拠している。

「神の御使いは『能力を持っているにも関わらず、人々に物を乞う物は誰でも、復活の日に顔の肉を削ぎ落とされる目に遭うだろう』と申された。(その時) 教友が『神の御使いよ、富とはどの程度を言うのでしょうか』と尋ねた。神の御使いは『50ディルハムまたはそれ相当の金だ』とお答えになった」(アフマドの伝承によるハディース)。

このハディースの中で、富者と呼ばれる人は50ディルハム(おそらく20から30リングの間の両替価値)を所有する人であるということが明らかにされている。

第三番目の見解は、富者とは一日一夜の必需を満たしている人だと主張している。この彼らの意見は、次の使徒ムハンマドの言葉を根拠としている。「神の御使いは『その者にとって十分な(食べ物)を持っているにも関わらず、人々に物を乞う物は誰でも、まことに彼は地獄の業火を乞い求めるようなものである』と申された。(その時) 教友が『神の御使いよ、彼にとって十分な(食べ物)とは何ですか』と尋ねた。神の御使いは『彼にとって十分な一日一夜の(食べ物)である』とお答えになった」(アブー・ダウードの伝承による真正ハディース)。

ここでは、富者とは十分な一日一夜の食べ物を持っている人を意味している。以上三つが、貧者と富者の判断に関するウラマーらの見解である。富者とは十分な一日一夜の食料を持っている人であり、また我々の見解としては、この意見に同意する。それは以下のいくつかの理由に拠る。

1. 一番目のハディースは貧者の特性と限定について言及していない。それは単にウラマーの考えと見解により限定されているに過ぎない。

2. 二番目の見解の中では、富者とは50ディルハムを所有している者と説明されている。この根拠となるハディースはあまり信憑性が高くなく、したがって根拠にはなり得ない。

3. この見解に我々はより賛同する。つまり、富者と言われる人とは一日一夜の十分な食料を持っている人を指すという見解である。なぜなら、我々は以下に挙げるような、その根拠と関連付けできる他のハディースに注目するからだ。

「以下の三つのグループを除き、人に物を乞うことは許されない。それは、1. 極めて貧しい者、2. 負債

を返済せざる得ない者、3. ディーヤを払わねばならない者である」(アフマドとアブー・ダウードの伝承による真正ハディース)。この文言により、ザカートの分配は極めて貧しい者、すなわち一日一夜の十分な食料を持たざる者が優先されるということは明らかである。

ザカートに関して、だれが貧者、困窮者に当たるのかという問題は、長年議論されてきた。なぜなら、貧者、困窮者に関するハディースは、一日一夜の十分な食料を持たざる者、など極めて定性的説明しかないからである。こうした中、近年ハッド・キファーヤ<sup>15)</sup>(*Had Kifayah* [In.], *Hadd al-kifāya* [Ar.])という「個人や家族がファキール(困窮者)であるのかを峻別する指標」について検討がなされ、その現代的規格が議論<sup>16)</sup>されてきた[BAZNAS 2018: 4-18]。ハッド・キファーヤの総額は、礼拝、住居、食糧、衣服、健康、教育、交通の7つの側面をカバーする世帯単位の基本的な支出の額を計算することによって計算されており、その金額は世帯によって異なる<sup>17)</sup>[Lembaga Zakat Selangor 2016]。このように、今日のザカート研究では、イスラームにおける貧困線が定式化され、基準化してきている。一方このQ.17では、貧者、富裕者の概念について「富者と言われる人とは一日一夜の十分な食料を持っている人を指すという見解[*Qalam* 1956.4: 69]」が示されている。つまり、この回答が書かれた1956年4月時点では、もちろん定量的基準は議論される段階にあらざ、ニサーブを満たすものが富裕者、満たさない者は貧者という明確な二分法であった。富裕者と貧者の間のグラデーションがない概念であったともいえる。

15)「キファーヤ」の語源カファーはアラビア語で「重要なこと、十分に必要なこと」であり、転じて「他人の助けを必要としないこと」を意味する。「ハッド」は境界という意味を持つので、「他人の助けを必要としない最低ライン」と訳せる。

16) インドネシアを例にとると、全体のハッド・キファーヤは1家族1か月あたり3,011,142ルピアで、一人当たり715,679ルピア/一か月となる。中ジャワでは1家族1か月あたり2,791,147ルピアで、一人当たりでは715,679ルピア/一か月である。ハッド・キファーヤが最も高いのは東ヌサ・トゥンガラ州で、1家族1か月あたり3,363,105ルピアで、一人当たり862,335ルピア/一か月となる。この調査機関が出した結論を平均すると、一家族当たり一か月1,003,714ルピア以下の可処分所得で暮らしている場合には、優先的にザカートを支給すべきと結論づけている[BAZNAS 2018: 4-18]。

17) 例えば自宅または賃貸住宅の所有権に基づいて区別され、さらに、障害のある扶養家族がいる場合や慢性的な病気にかかっている家族がいる場合など、特定の条件の下では追加支出が発生する。

**Q.18**

ハリラヤを過ぎてからザカート・フィトラを支払うことは法的にあるいは状況的にどうなりますか。またハリラヤを過ぎてからザカートを支払おうとしない人に裁きを下す政府の措置について、どのようなご意見をお持ちですか[*Qalam* 1956.10: 44]。

**A.18**

あるハディースの中で、ザカート・フィトラに関して次のように言及されている。「イブン・アッパースは伝えている。神の御使いは、断食している者の無益な行為や卑しい会話の浄化として、そして貧しい人々への食べ物としてザカート・フィトラを義務付けられた。礼拝の前に払う者は誰でも、ザカートとして認められる。そして礼拝後に支払う者は誰でも、通常のサダカの一つに過ぎないと見なされる」(アブー・ダウード、イブン・マージャ、ダーラクトニーそしてアルハキームの伝承による真正ハディース)。

以上から、またその他いくつかの文言から明らかなのは、ハリラヤの礼拝の前の支払いはザカートとして認められ、一方礼拝の後に払うことは、明らかに支払い期限を過ぎており、単なるサダカと見なされる、ということである。二番目の質問に対する回答だが、これにより、それは支払い期限の過ぎたザカート・フィトラに対する請求であることは明らかである。例えば、その請求がハリラヤの後に宗教局によって出されたとしたら、そこで一つの問いが生じる。すなわち、支払い期限が過ぎた後にザカート・フィトラを支払わない人を裁くための宗教局が定めた条件や説明はどこにあるのか、ということである。また彼ら(宗教局)は、もはやサダカと見なされるザカート・フィトラの支払いを滞納した人を裁くことは許されるのだろうか、ということだ。支払い期限が過ぎてから2、3ヶ月経った後に裁定を下す際に、宗教局はこれらの問いに留意すべきである。なぜなら、真正なハディースに出てくるイブン・アッパースの言葉によると、支払い期限が過ぎた場合、ザカート・フィトラの支払いは義務ではないと使徒ムハンマド自身が見なしていたからである。それは単にサダカに過ぎないのだ。ここマラヤ国内の大衆に対して特定の法的判断を下す際に非道な行為が行われないう、ウラマーが上記のことに注意を払うことを我々は望む。公平性を欠いた裁きを下す人々に含まれることがないよう、法において公平性を期し、コーランとハディースを指針としなければならない。

断食明けのザカートの支払いを滞納した人を裁くことは許されるのだろうか、という質問である。回答者は、ザカートの滞納に関する請求、強制性に関しては否定的な意見をみせている。ザカートは宗教的な義務(obligatory/compulsory)ではあるが、それに対して国家当局や権威的機関が徴収の強制力(mandatory)を持つか、という点については今日でも意見が分かれている。例えば、断食明けのザカートではなく、資金ザカートに関してではあるが、サウディアラビアやマレーシアは法律によって、ザカートを支払わないものは強制的に罰則があることが定められている。他方、同じマレー・イスラーム世界でもインドネシアにザカートに関する罰則規定はない。このようにザカートに関する見解は様々あるが、この回答者は、ザカートの徴収に関して、支払い期限が過ぎた場合はサダカ(任意の喜捨)になるという緩やかな定義を採用していたと考える。下記のA.19でも同様の見解を示している。

**Q.19**

現在ペラ州では、昨年ザカート・フィトラを払わなかったがゆえに請求を受けた人々に関する事で騒ぎになっています。何に基づいて彼らは支払い期限の過ぎたザカート・フィトラを請求しているのでしょうか。それはペラ州のスルタンの権限に基づいているのでしょうか[*Qalam* 1956.11: 44]。

**A.19**

憲法によると、ペラ州政府が適用または施行する宗教法はシャーフィイー学派に則ったイスラーム法でなければならない。任命されてペラ王権の統治者となった王はシャーフィイー学派に従うイスラーム教徒でなければならない。ザカートの支払いを滞納した人から徴集することは、シャーフィイー学派から由来したものではなく、他の宗派のものでもない。もしこれが正しければ、ペラ州当局者によりザカートを支払わなかった者に対して執行された法的処置はペラ州の憲法自体にのっとっていない。憲法に忠実であるならば、なぜそれがペラ州の憲法にのっておらず、ふさわしくもないのか、我々は驚いている。

ザカート・フィトラの支払い義務はハリラヤの礼拝前に行うとされている。次の預言者ムハンマドのハディースに留意しなさい。「イブン・ウマルは伝えている。まことに神の御使いは(ハリラヤの)礼拝に行く前にザカート・フィトラを行うよう命じられた」。

「イブン・アッバースは伝えている。神の御使いは、断食している者の無益な行為や卑しい行為の浄化として、そして貧しい人々への食べ物としてザカート・フィトラを義務付けられた。礼拝の前に払う者は誰でも、ザカートとして受け入れられる。そして礼拝後に支払う者は誰でも、通常のサダカの一つに過ぎないと見なされる」(アブー・ダウード、イブン・マージャ、ダラクトニーそしてアルハキームの伝承による真正ハディース)。

このハディースから明らかなことは、ザカート・フィトラとして認められるのはハリラヤの礼拝前に行った施しであり、その後、つまり礼拝の後に行った場合は単に通常のサダカに過ぎない、ということである。このハディースに基づくならば、期限が過ぎたものに対して裁きを下すことは許されるのだろうか。なぜなら、ハリラヤの礼拝の後にザカート・フィトラを払うことはもはや義務としての性質はなく、通常のサダカと見なされるからだ。何に基づき、支払い期限が過ぎたため通常のサダカと見なされるものを支払わない人々を裁くのだろうか。これこそが、ペラ州の宗教局に属するウラマーが留意すべき、また回答を出すべき重要な事項である。

#### Q.20

稲作農民からそれぞれ徴収したザカートを遣いモスクを建設することは法的にどうなりますか(また、アーミルによらない徴収金に関する質問がいくつか寄せられた)[*Qalam* 1957.2: 8]。

#### A.20

ザカートに関しては、次のように定められている。(1)貧者、(2)困窮者、(3)ザカートの徴収人(アーミル)、(4)イスラーム教に入信したばかりの者(改宗者)、(5)己の自由を望む奴隷、(6)負債者、(7)アッラーの道(ジハードの利益のため)、(8)旅費が不足している旅人、である。ザカートの資金は何よりもまず人を貧困から解放するために優先的に使われるべきであるという見解のウラマーもいる。一方で、モスクを含めた学校の建設などはアッラーの道のための資金として使うことができるというウラマーもいる。以上を以てこれらの質問に対する回答になったと思うが、覚えておくべきは、使徒ムハンマドの時代には何よりもまず貧者に与える、あるいは援助することがより優先されたということである。

ザカートの使途について、Q.1、A.16、A.17と同様に必要性の高い人々に優先的に分配するべきという道徳的見解を示している。

#### Q.21

私はニサーブ[ザカートが課される最低余剰財産]相当の貿易税あるいは所得税を毎年政府に支払う義務を負っています。よってこれを私の所得や貿易に課された義務のザカートの支払いにするつもりですが、これは法的に合法ですか、あるいは違いますか[*Qalam* 1958.8: 37]。

#### A.21

政府の税とザカートとは状況が異なる。ザカートは神によってその支払い方法あるいは徴収方法が定められている。その分配方法も同様である。一方、政府の税は人間が作ったもので、その支払いあるいは徴収方法は異なる。その分配方法も同様である。それゆえ、政府に対する税の支払いはザカートの支払いとして考えることはできない。あなたは政府の税以外にザカートの支払いもしなければならぬのだ。

1950年発行の第二号に掲載されたQ.1から約8年を経たが、世俗国家においてムスリムが世俗的な税金とザカートの両方を支払わなければならないとする見解は同様であった。

#### Q.22

どこの銀行だろうと、そこに預金したお金は、金貨、銀貨、あるいは銅貨ではないという理由からザカートの支払いが求められないとは本当ですか[*Qalam* 1958.9: 40-41]。

#### A.22

昔、紙幣は存在しなかった。貨幣は唯一、金、銀、そして銅に基づき本来価値を備えていた。しかし現在では人々が面倒を嫌い、後から紙幣を作ったのである。一方、製造された各々の紙幣は金と銀で保証されている。紙幣を発行する各政府系銀行はそれを金で保証している。よって紙幣は金あるいは銀の代用品であることは明らかである。そしてその保証された紙幣が現在我々の間で流通しているのである。以上のことから、紙幣の性質が率に応じて金あるいは銀と同じであることは明らかである。したがって、紙幣であるがゆえにザカートを支払う必要がないと、ザカートを帳消し



にするための言い逃れや複雑化を試みるべきではない。ニサーブを満たした場合はそれを支払う義務があり、疑いの余地なくザカートは課される。そしてそれを完遂しない者は罪を負う。そしてもしイスラーム政府が存在するならば、それを支払おうとしない地域が存在した場合、そこと戦うべきである。

ここで読者は、預言者ムハンマドの時代には紙幣が存在しなかったので、金あるいは銀のザカートのように支払う必要は生じないのでは、と質問している。回答者は、「紙幣の性質が率に応じて金あるいは銀と同じであることは明らかである。したがって、紙幣であるがゆえにザカートを支払う必要がないと、ザカートを帳消しにするための言い逃れや複雑化を試みるべきではない」として、質問者のザカート逃れともとれる解釈を批判している。Q.1、Q.6そしてQ.7の要点をまとめたような回答である。ザカートの現代的解釈が深化し、ザカートが課される範囲も明確化してきたと指摘できる。

#### Q.23

「イスラームにおけるザカート法とそのあらゆる細部規定」に関する詳しい解説を、四大マズハブの見解に則してご説明願います [Qalam 1961.3: 18-23]。

#### Q.24

「イスラームにおけるザカート法とそのあらゆる細部規定」(2) [Qalam 1961.4: 15-17]

#### Q.25

「イスラームにおけるザカート法とそのあらゆる細部規定」(3) [Qalam 1961.5: 26-30]

#### Q.26

「イスラームにおけるザカート法とそのあらゆる細部規定」(4) [Qalam 1961.6: 31-34]

#### Q.27

「イスラームにおけるザカート法とそのあらゆる細部規定」(5) [Qalam 1961.7: 26-31]

Q.23から5号続けて、イスラーム法におけるザカート法学の見解とその細部規定が至極詳細に説明される。Q.23では一般的な教義、Q.24金銀に課されるザカート及び商品に課されるザカートについて、Q.25で

は家畜に課されるザカートについて、Q.26では作物について、Q.27は地下資源について、各数頁に渡って詳しく解説されている。本稿の目的はイスラーム法におけるザカートの法学見解を確認することではないので、紙幅の都合上、回答の記載は省略する<sup>18)</sup>。

#### Q.28

私は村で雑貨を売る小さな商いをやっています。年末にザカートを払う際、店の客の何人かが私に負債を負っていることが判明しました。そしてその負債者たちの中には死亡した人もいれば、既に村を出て住所が分からない人もいます。崇高なる預言者ムハンマド (S.A.W) の文言、すなわち "Innamā al-a' mālu binniyāti wa innamā likulli imri'i mānawā." を根拠に、それらの人たちが手にしている借金を私のザカート・ハルタとすることをニーヤ [意図] することは許されますか。しかしながら、以前彼らにお金を貸した際、その借金を私のザカート・ハルタとすることをニーヤしていませんでした。この件に関して貴殿のご意見はいかがでしょうか [Qalam 1967.4: 28]。

#### A.28

上述のハディースを以下のように解釈する者もいる。「全ての行いは、ニーヤを以て行ったこと以外、受け入れられることはない。そして全ての者はニーヤしたことのみ得ることができる」。また以下のように解釈する者もいる。「ニーヤを以て行ったこと以外、行いは有効ではない。そして全ての者はニーヤしたことのみ得ることができる」。また以下のように解釈する別の者もいる。「ニーヤに則ったこと以外、行いが受け入れられることはない。また全ての者はニーヤしたこと以外、何も得ることはできない」

上記のハディースの注釈の内の一つの説明では、人が手にしている負債をザカートとするニーヤは有効ではなく、またそれは許されないことを示している。なぜなら過去に貸与した際、その者は普通に貸与すること以外に、つまりそれ以上に何もニーヤしなかったからである。突如負債者たちが死亡した、あるいは彼らの住所が不明になった、つまりその負債の返済をも

18) 詳しくは、Q.23 (<http://majalahqalam.kyoto.jp/article/pdf/2861/qalam128018.pdf>)、Q.24 (<http://majalahqalam.kyoto.jp/article/pdf/2875/qalam129015.pdf>)、Q.25 (<http://majalahqalam.kyoto.jp/article/pdf/2899/qalam130026.pdf>)、Q.26 (<http://majalahqalam.kyoto.jp/article/pdf/2919/qalam131031.pdf>)、Q.27 (<http://majalahqalam.kyoto.jp/article/pdf/2935/qalam132026.pdf>) で回答を確認できる。

はや受ける望みがなくなった後、その時になって初めて返済を受ける望みがない借金をザカート・ハルタとすることをニーヤしたのである。そのような態度を取るイスラーム教徒は少なくとも神を騙す、あるいは己を騙すことになる。果たして神を騙すことはできるのだろうか。以下のようなハディースの証明に基づけば、そうしたことを行った場合のその過ちはさらに明白となる。そのハディースとは、ニーヤを以て行ったこと以外に人の行いは受け入れられないということ、その意味そのものが示しているのである。しかしその者は過去に貸与した際、何某に貸した借金を自分のザカート・ハルタとすることをニーヤしなかったのである。

債権者が顧客の負債を帳消しにすることは、ザカートを払ったことと同義になるのか、という質問である。ザカートをやる際、誰にいくら支払うというニーヤ(意図/意思)は法学的に重要である。しかしながら本件では、貸与する際にそのようなニーヤはなく、その負債の返済をもらは受ける望みがなくなった後、その時になって初めて返済を受ける望みがない借金をザカート・ハルタとすることをニーヤした点で、神を騙すようなよこしまな態度であると回答者は指摘している。

#### Q.29

アッラーの命令、例えば礼拝、断食などといったことを行わない者に対してサダカを施す、あるいは喜捨をする者は法的にどうなりますか [Qalam 1967.5:14]。

#### A.29

イスラーム教が意図するサダカとは、困窮者あるいは貧しい状況にある人々を助けることを目的としている。そのサダカによって後に彼らが快適で幸福な暮らしを続けることができるように。イスラーム教徒がサダカを施すよう命じる、あるいは奨励するコーランの節とハディースから成るイスラーム法の証明は十分数多くある。しかしそれ程数多くある証明や説明の中に、イバーダートを実践しないイスラーム教徒たちにサダカを施すことをイスラーム教徒たちに禁じる証明は一つもない<sup>19)</sup>。それどころかイスラーム教は、サダカあるいは喜捨を受け取る必要があると判断されたいかなる者に対してもサダカを施す、あるいは喜捨をするよう信徒たちに命じ、奨励している。サダカを

受け取る者がイバーダートを行う者であろうがなかろうが関係なく、またその者たちがいかなる民族あるいは宗教を信仰する者であろうとも、貧しく苦しい生活を送る全ての者に施されるよう、サダカは変わらず奨励されている。これこそがアッラーの掟による決定である。イバーダートを実践しない人々に対してサダカあるいは喜捨を施すことによって、後にその人々がアッラーに感謝することを期待し、そこで最終的に彼らの心が動き、彼らがこれまで疎かにしていたあらゆる宗教の命令を行うことにつながるということをアッラーは知り給う。それは明らかにイスラーム教徒の敵と見なされた異教徒たちに対しても、我々がサダカあるいは喜捨の手を差し伸べることが許されている程である<sup>20)</sup>。それはイブヌ・ジャッパールが伝える以下のハディースの説明の通りである。「まことに何人かの預言者(S.A.W)の教友らは『我々と宗教を異にする者にサダカを施すことは許されますか』と預言者に尋ねた。まさにその時、アッラーはコーランの節を下し給うた。『彼らを導くことは汝(の義務)ではない。アッラーが御心にかなう者を導き給う。また汝らが(アッラーの道のために)施すものは自分のためになる。アッラーのご満悦を願う外に汝らは(何かを)施してはならない。汝らが施したものは完全に(その報償が)与えられるだろう。汝らが不当に扱われることはない』」

この節の意味は以下の通りである。我々は異教徒たちを指導する、あるいは導く義務はない。なぜならそれは我々の問題ではないからだ。人を導くことは神だけが管理し給う問題である。アッラーはただ、アッラーの教えと命令、そして禁止を伝えるよう我々に命じ給うた。それを受け入れるか否かという彼らの問題は、それを決め給うアッラー次第である。

我々が人に施すサダカあるいは喜捨の報いであるが、その報酬は我々自身に返ってくる。ただアッラーの御ためだけに行う外は、我々がサダカあるいは喜捨を施すことは許されない。ただアッラーの御ためだけに行って初めて、我々のサダカあるいは喜捨という善行に対しアッラーから報いが得られるのである。それゆえ我々が人に施すいかなるものも、たとえ異教徒に対してだろうと、その全てに対しアッラーから相応の報いが与えられる。とりわけ、イスラーム教を信仰したくなるよう異教徒の心と精神をなびかせることを目的として、彼らに喜捨を施す場合である。上述の節を指針として、イスラーム教のウラマーらは以下のよ

19) 下線は論者による。

20) 下線は論者による。

うに考えている。非イスラーム教徒に対して施すことが許されるサダカは、スンナのサダカのみである。ザカート・ハルタやザカート・フィトラといった義務のサダカに関してだが、それを異教徒たちに施すことは許されない。

一方イマーム・ハナフィーの見解によると、我々のザカート・フィトラを異教徒に施すことは許される<sup>21)</sup>。しかしザカート・フィトラを異教徒に施すことを容認するマズハブがあるとはいえ、我々と同じ宗教を信仰しない人々にサダカを供出する方が良いというわけではない。我々は以下のことを認識しなければならない。現在、我々ムスリムは色々と乏しい状況にあり、我々の地位は低く、我々の生活は貧しく、我々の経済は歪み、我々が信仰するイスラーム教の神聖さと高貴さ示すために国際社会に誇れるような発展を少しもしていない、ということ。また我々が覚えておくべきは、我々自身の家庭問題において喜んで我々を支援する他の種族はいない、ということである。我々自身が働き、努力せねばならない。我々の民族社会におけるあらゆる欠乏を克服するために、我々自身が手足と身体を以て必死に働かねばならないのだ。これらは全て、疑いなく力と資金を必要とする。もしほんの僅かしかない我々の資金を、我々と宗教を異にする外国人たちに施したなら、どのようにして我々は己の種族の中にある欠乏を全て根絶することができようか。ゆえに、我々の中に存在するこの貧困を我々の社会から根絶するより先に、我々の宗教と信仰を異にする者にサダカを施すべきなのだろうか。我々は共にそれを考えていこうではないか！

この問いは、宗教的に怠惰な人間に対してザカートを支払うことの法見解を尋ねている。「イバーダートを実践しないイスラーム教徒たちにサダカを施すことをイスラーム教徒たちに禁じる証明は一つもない」と書いていることから、断食や礼拝を怠る人間にもザカートは支払われるという見解が明らかになった。

回答者は上記に加えて、異教徒へのサダカやザカートは許容されるのかについて持論を述べている。改めて誰に施すべきかという点で、回答者は、Q.9とQ.10でザカートの海外送金を非難したことに加えてここでもナショナリズムに溢れた主張を展開していると指摘できる。排他的とは言えないが、まずは身内、そして同じ宗教、民族を有する同胞から始まり、徐々に

21) 下線は論者による。

周縁的に存在する他者にも関心を広げていくという同心円状の世界観があるのではないか。

### Q.30

貧者と困窮者が他人からザカートを受け取った後にザカート・フィトラを支払う義務はありますか [Qalam 1968.6: 16]。

### A.30

上記のあなたの質問に答える前に、貧者と困窮者の違いを説明することが望ましいだろう。

貧者とは財産を持たず、また安定した収入がない者、あるいは財産や収入はあるが、その収入が日々の生計を立てるための額の半分に満たない者や、またその者に生活費を与える義務を負う人物がいない者のことである。

困窮者に関してだが、それは貧者に比べて生活がより苦しく、より貧しており、日々の生活費を賄うことも満足にできない程の者のことを指す。上記の解釈に基づけば、貧者と困窮者がザカート・フィトラを他人から受け取った後だとしても、彼らがザカート・フィトラを払う義務はないことは明らかである。なぜなら、昼夜食べるのに十分な食糧を蓄えているイスラーム教徒の人々が物を乞う(サダカを乞う)ことは宗教上好ましくないとされているからだ。これについては、あるハディースの中で使徒ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)ご自身が以下のように断言なさっている。「サフル・ビン・アル＝ハンザリヤーはこう伝えている。アッラーの使徒(彼に神の祝福と平安あれ)は『その者にとって十分なもの(食糧)を持っているにもかかわらず物乞いをする者は誰だろうと、その者は地獄の業火の燃えさしを増やす者に他ならない』とおっしゃった。そこで彼らは『アッラーの使徒よ！その者にとって十分なものとは何ですか』と尋ねた。あの方は『それは昼と夜食べるに十分なものである』とおっしゃった(アフマド、アブー・ダウード、そしてイブン・ヒバーンの伝承による真正ハディース)。上記のハディースを読めば、我々にとって以下のことが明らかとなるだろう。上述のハディースの中で使徒ムハンマドがおっしゃったような状態にある者、すなわち「昼と夜食べるのに十分なだけの食糧を持っていない者こそが貧者と困窮者と呼ばれる者である」と。そして彼らにこそザカート・フィトラが与えられるべきであり、彼らにザカートの支払いは義務付けられていないのだと。



この事柄に関して、別のハディースの中で使徒ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)は次のようにおっしゃった。「必需品の余り以外にサダカ(ザカート)はない」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)。このハディースの意味は、ザカートはイスラーム法によって富を持つ人々に課された義務である、ということである。ここでいう富を持つ人々とは、必要とされる分以上の生活必需品を持つ人々であり、彼らが富裕層の一員であるとは限らない。よって貧者と困窮者の人々にはザカートの支払い義務は課されておらず、それどころか彼らこそザカートを受け取るべき人々なのである。

しかしながらこの問題と関連して、私は貧者と困窮者もザカート・フィトラを払う義務があると命じる使徒ムハンマドのハディースの一つを見つけた。そのハディースの文言は以下の通りである。「アブー・サーイルは伝えている。預言者(彼に神の祝福と平安あれ)はこうおっしゃった。『大人あるいは子供、自由人あるいは奴隷、富者あるいは貧者、男あるいは女を問わず、全ての者は一サーア(ガンタン[米などの計量単位])の小麦をザカート・フィトラとして供出しなさい。あなた方の中で富める者についてだが、願わくはアッラーはその者を浄化し給わんことを。そしてあなた方の中で貧しい者についてだが、願わくはアッラーはその者に、その者が与えたもの以上のものを返し給わんことを』(アル=バイハキとアブー・ダウードの伝承によるハディース)

しかしこのハディースは、何人かのイマームたち(イマーム・アフマド・ビン・ハンバル、イマーム・ブハーリー、イブン・ムイン、ヤフヤ・ビン・サイドなどといったハディース学者たち)によりその伝承者経路が脆弱であると見なされている。なぜなら、その伝承者の中に「アル=ヌマーン・ビン・ラシド・アル=ジャザリ」という名の人物がいるからである。よってこの第二のハディースが否定されていることを受け、我々は以下のように考える。ザカート・フィトラの支払いが義務付けられている人々とは、他でもなく日々の生活必需品を上回る富を持っている人々であると。その必需の限度については最初に挙げたハディースの中で説明がなされている。したがって一昼夜の生計を立てるのに必要なもの以上に富を持たない人々にはザカート・フィトラを支払う義務がないことは明らかである。それどころか彼らはザカート・フィトラを支払うことが禁じられている。

貧者、困窮者を定めるラインがかなり定性的で、解釈や議論がまだ深まっていない状態だと指摘できる。貧者、困窮者に対して断食明けのザカートを支払う必要はないと断言し、あくまで受給者としての優先順位の最上位にあるという回答者の主張は一貫している。

### 3. おわりに

本稿では、テーマ分類をせず、『カラム』創刊から順に、ザカートに関する質問と回答全てを概観してきた。その中で特筆すべき点は三つある。第一に、ザカート分配の優先順位について。第二に、ウンマ(イスラーム共同体)の範囲の限定性について。第三に、読者の試行錯誤についてである。

第一に、この千一問でとても興味深いのは、ザカートの現代的解釈や拡大について否定しないものの、一貫して貧者、困窮者の権利を優先すべきだという道徳的視座である。例えば宗教省がザカートを内部留保し、適切に困窮者や貧者へ配分しないとすれば、道理に反すると指摘しているし、インドネシアのマシュミ党が、徴収したザカートを総選挙の資金として使うことを容認した件についても、同様にイスラーム法上問題はないが、必要性の高い人々に優先的に分配すべきという道徳的見解を示している[*Qalam* 1955.6: 59]。回答者は一貫して、ザカート分配について、教育費やモスク建設などに使わず、貧者と困窮者へ優先的に支出すべき(Q.1、Q.5、Q.9、Q.10、Q.11、Q.16、Q.17、Q.20)という道徳的主張を行っているのだ。この「千一問」が書かれた時代1950~1960年代は、様々な解釈が存在する点で、ザカート黎明期ともいえるのではない。1980年代のイスラーム復興以後、ザカートの制度化が促進され、ザカートで集まった資金を教育や医療などの生産的用途にザカート資金を使って、貧困者の潜在能力を底上げできるような管理・分配をすることが、直接支給よりも有益だという意見も一般的になりつつある。2000年代頃からは、ザカート資金を使用したマイクロファイナンスまで登場している成熟期であるといえよう。この「千一問」の回答者が繰り返す「貧者、困窮者の権利を最優先すべきである」という道徳的見解は、成熟期の現在において、ザカートの本来の目的は何かを立ち返る意味でも重要な示唆に富んでいる。

第二に、回答者は、ザカートの及ぶ範囲について、国外持ち出しを想定していないという限定性を明らか

にした。イスラーム共同体とはいうものの、Q.9やQ.10からすると、マレー・ムスリムのザカートを国外に持ち出すことをよしとしていない点で、その共同体の抽象的な範囲は、グローバルなウンマを想定していないといえる。その大きな要因としては、当時のマラヤ(民族・宗教が混在し、政治・社会秩序も流動化していた地域)の社会状況が国家を形成する過渡期にあり、ナショナリズムを高める段階であったためと考えられる。Q.9、Q.10、Q.29には、ザカート海外送金への批判とともに、マレー系ムスリムのナショナリズムを高揚させるような文言が多用された。その点で、回答者の考えるウンマ(イスラーム共同体)は、今日使われる「マレー・イスラーム世界」という広範囲なものではなく、ある程度限定性を持ったものであったといえる。

第三に、読者の興味関心や問題意識について、ザカートを信徒の義務とは知りながらも、誰に、どのように支払うべきか、試行錯誤していた段階であったと指摘できる。特に、所得税を支払うことでザカートを支払ったこと置き換えられないかという質問(Q.1、Q.21)からは、ムスリムのみ二重課税のような状態になることを何とか避けられないかと解釈を試みる読者の戦略が見て取れた。

以上の3点の特徴から考察すると、本稿の最初に目的として挙げた1950、60年代のマレー・イスラーム世界におけるザカート概念の歴史の変遷としては、上記したザカート黎明期から過渡期ともいえる状況が確認できた。加えて、回答者モフタル自身のイスラーム法に関する理解の変遷が明らかになった。雑誌のコラムという特性上、一般読者に分かりやすいよう書いているため当然かもしれないが、この「千一間」コラムにおけるハディース引用の仕方は、回答に具体的なハディースの本文(matn[Ar.])やそれに付随して伝承者たちの名前を列記した伝承径路(isnād[Ar.])を引用していない。イスラーム法学に則するというよりも、独自の作法である。Q.1からQ.15(1950-1952年)については、そもそもザカートを支払うべきか、という読者からの基本的な質問が多いため、受給者の権利、支払者の義務といった啓発に努める文言が多用される。初期は、ハディースの典拠も示すこともあまり多くなく、回答者自身の個人的見解が多かった。また、Q.6とQ.7に関しては質問者の意図に対して、回答者が意味を取り違えた可能性も指摘できる<sup>22)</sup>。Q.11からは、その法学的典拠も明示している。特に、Q.23からQ.27に関

22) 現時点では仮説の域を出ないため、より詳しい調査が必要である。

しては、四大学派毎の見解の違いとともに、賦課されるモノやその賦課率など、かなり詳細な点まで説明しているという沿革が確認された。ザカートに関する「千一間」の変遷からは、当時のマレー・ムスリムが置かれていたマラヤを取り巻くザカート黎明期ともいえる状況だけでなく、回答者の知的営為の軌跡も確認できたといえる。

## 参考文献

- 坪井祐司 2016 「コラム『千一間』について」坪井祐司・山本博之編『「カラム」の時代Ⅶ——コラム「千一間」にみるマレー・ムスリムの宗教実践』(CIAS Discussion Paper No. 62) 京都大学地域研究統合情報センター, pp. 9-14.
- Fauzia, Amelia. 2013. *Faith and the State: a History of Islamic Philanthropy in Indonesia*. Leiden: Brill.
- Feener, Michael. 2007. *Muslim Legal Thought in Modern Indonesia*. New York: Cambridge University Press.
- Hafidhuddin, Didin. 2002. *Zakat Dalam Perekonomian Modern*. Jakarta: Gema Insani.
- Masu'udi, Masdul F. 1993. *Agama keadilan: Risalah zakat (pajak) dalam Islam*, Jakarta: P3M.
- al-Qaraḍāwī, Y 2009(1969). *Fiqh al zakāt*. 2 vols. Beirut: Al-Risālah al'alamīyah LTD.
- Retsikas, K. 2014. "Reconceptualising Zakat in Indonesia: Worship, Philanthropy and Rights", *Indonesia and the Malay World* 42(124), pp. 337-357.
- Salim, Arskal. 2008a. *The shift in zakat practice in Indonesia: from piety to an Islamic socio-political-economic system*. Chiang Mai: Silkworm Books.
- \_\_\_\_\_ 2008b. *Challenging the Secular State: the Islamization of Law in Modern Indonesia*. Honolulu: University of Hawaii Press.